

令和3年度エコタイヤ導入促進事業助成金交付要綱

令和3年3月30日制定
一般社団法人 兵庫県トラック協会

第1条(事業趣旨)

一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)は、兵ト協会員に対し、省エネ対策及び環境対策の一環として燃費向上によるCO₂の排出削減を図るため、エコタイヤを購入・装着した費用の一部を助成する。

第2条(助成対象及び対象商品)

助成対象となるエコタイヤ(新品又はリトレッド)は、令和3年度に購入し、県内に配置する事業用自動車に装着されたものとし、対象商品は次のとおりとする。

- (1) エコタイヤ助成対象商品一覧(別紙)
- (2) リム径が16.0インチ以上のものとする。
- (3) 第1号以外の商品で、メーカーの説明資料によりエコタイヤと証明できる商品は、別途対象とする。

第3条(助成金額及び上限額)

助成交付額は、会員が購入した商品について、新品タイヤ1本あたり2,000円、リトレッドタイヤは、1本あたり1,500円を助成する。ただし、1会員事業者の合計助成交付上限額は60,000円とする。

第4条(助成金交付申請)

会員は、様式1「エコタイヤ導入促進事業助成金交付申請書」により、兵ト協会長に対して助成金交付申請を行う。

なお、交付申請書には以下の書類を添付しなければならない。

- (1) エコタイヤ装着証明書(様式2)、自社で装着した場合はエコタイヤ装着報告書(様式3)
 - (2) 請求書・領収書の写し
 - (3) 装着した車両の車検証の写し(車検有効期間があるもの)
- ※ 新車購入(初度登録)時に装着したときは、(1)エコタイヤ装着証明書(様式2)、(2)車両販売請求書・領収書の写し(リースの場合はリース契約書の写し)、(3)装着した車両の車検証の写しを添付する。

第5条(助成金交付申請期間)

前条の交付申請の受付は令和3年4月1日から令和4年3月10日までとする。ただし、助成対象期間内であっても助成金交付予算額に達した時点で受付を終了する。

第6条(タイヤの処分制限)

事業者は、交付対象のタイヤを導入した日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、廃棄、貸付、又は担保してはならない。ただし、消耗による廃棄及び事前に協会の承認を得た場合は、この限りではない。

第7条(報告)

兵ト協は、本制度を利用した事業者に対し、必要に応じ事業に関する報告、調査等を行うことが出来るものとする。

附 則

本要綱は、令和3年4月1日より適用する。